

第 I 章 良好な景観の形成に向けて

1. 計画の目的

鳥羽市は、豊かな海、美しい島など恵まれた自然の中で地域特有の歴史・文化を育み、市域のほぼ全域が伊勢志摩国立公園という特性を活かして、産業活動を振興させながら観光都市として発展してきました。

このような状況の中、平成17年には景観法が全面施行され、地方公共団体の景観施策に法的根拠を持たせることが可能となり、また、平成22年度には、鳥羽市都市マスタープランが策定され、全体構想の中では、都市づくりの方針として、景観法に基づく景観計画や景観条例の策定を推進していくことが期待され、さらなる良好な景観の形成が求められています。

このため、本市としては、伊勢志摩国立公園を、世界水準のナショナルパークとしていく基本方針を掲げた「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を一つの契機とし、本市の景観特性を活かした良好な景観の保全と創出を図るとともに、城下町や風待ち港として栄えた都市構造、鳥羽港の景観など、一部失われた景観を観光活性化との調和を図りながら、長い年月をかけて取り戻し、“みなとまち”としてのブランドイメージを強化することを目的とし、景観法に基づく鳥羽市景観計画を策定します。

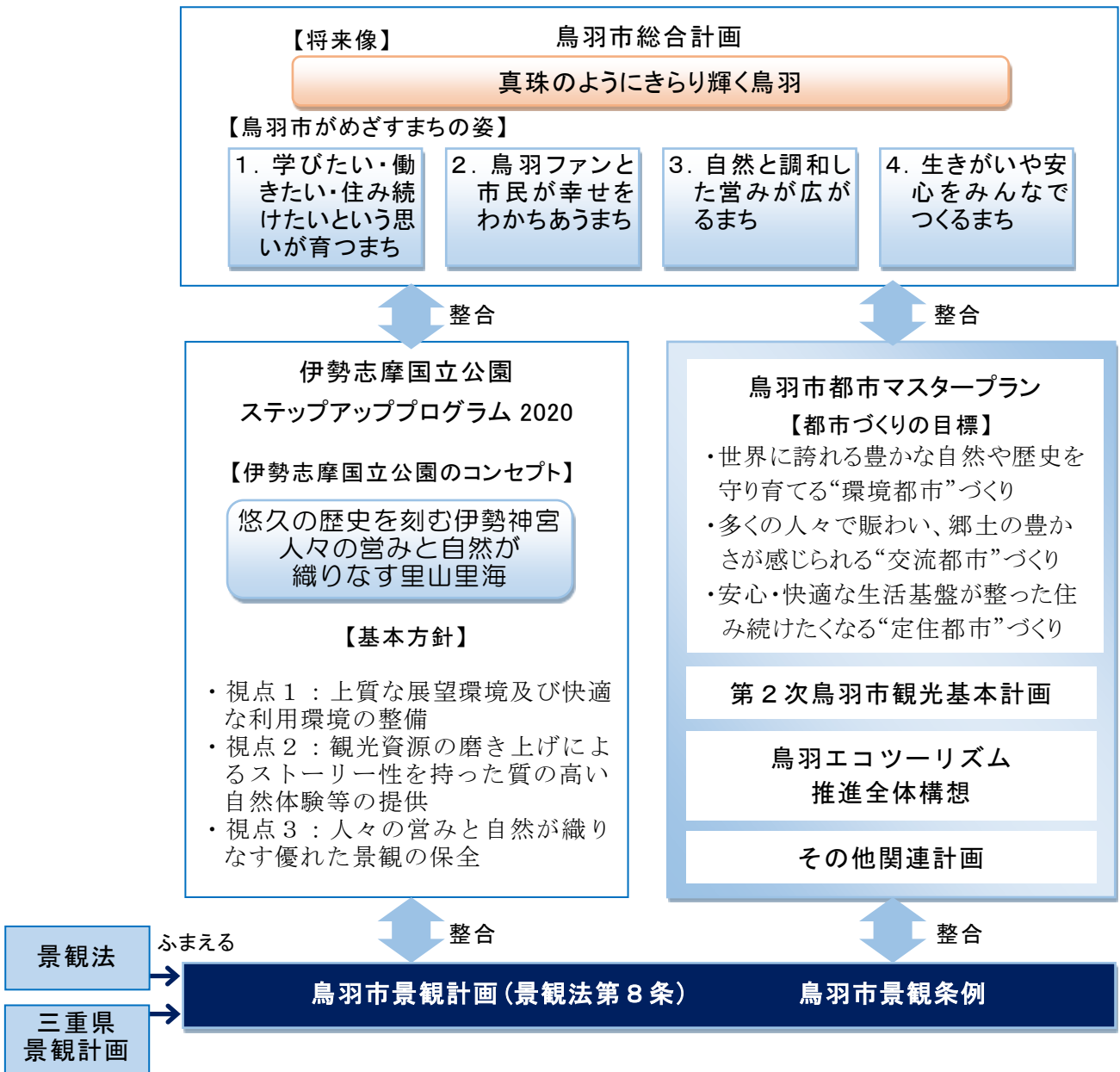
2. 計画の位置づけ

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることで、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現等を図るための法律です（景観法第 1 条）。

ここで規定されている景観計画は、景観法に基づく施策を実施していくため、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画（景観法第 8 条第 1 項）」で、対象となる区域や、良好な景観の形成に関する方針、建築物の新築等に係る行為の制限に関する事項などを定めます。

「鳥羽市景観計画」は、上位計画である「鳥羽市総合計画」、「鳥羽市都市マスタープラン」、その他関連計画との整合を図りつつ、良好な景観の形成の実現に向け、将来景観像や景観計画発効後の推進方針なども含め、景観の形成に関する基本計画として定めます。

これらをふまえた、景観計画の位置付けは次のとおりです。



3. 鳥羽市の景観将来像

鳥羽市景観計画の運用が、本市の目指す観光交流都市鳥羽の実現に向けた契機となるよう、総合計画における将来像との整合を図り、景観将来像を次のとおり定めます。

◆ 総合計画の将来像と目標 ◆

将来像

真珠のようにきらり輝く鳥羽

◆ 鳥羽市の景観の象徴 ◆

鳥羽港は、明治中期までの帆船時代に風待ち港として栄え、船頭がここから明日の天気を見るために日和山に登ったとされています。

また、『伊勢参宮名所図会』などにも、鳥羽港から菅島水道周辺(以下「鳥羽湾」という。)と緑の島々の景観が素晴らしい旨が記されており、いずれも海から見た「鳥羽城下町、山と島々、漁村集落、鳥羽の浦を行き交う帆船」などが原風景として描かれています。

このようなことから、小さな入り江と岬が点在するリアス海岸に代表される人々の営みと自然が織りなす農漁村集落、里山里海は、我が国において戦後初の国立公園に指定されました。

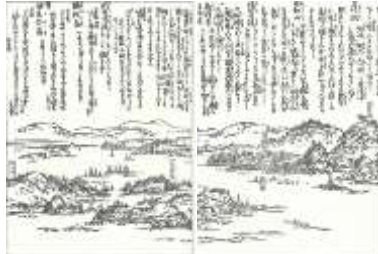
この伊勢志摩国立公園は、地域の人々の生活、歴史、文化、風習などに深く触れることができるのが特徴で、本市においても、海苔や牡蠣筏の養殖風景、海女の住む漁村集落、旧城下町周辺にみられる歴史的まちなみなどの景観が楽しめます。

そして、鳥羽港周辺においては、これらの景観との調和を大切にしつつ、鳥羽マリナーズターミナルからミキモト真珠島、鳥羽水族館に連なるみなとまちの景観、旅館群をはじめとする観光市街地などの都市景観が形成されています。

そこで、この多様な景観が織りなす個性ある景観を、鳥羽市を象徴する「姿」としてとらえ、その価値を再認識し次世代に継承していく趣旨から、鳥羽市の景観将来像を次のとおり設定します。



◆ 鳥羽城絵図



◆ 伊勢参宮名所図会



◆ カモメの散歩道



◆ 鳥羽港



◆ 鳥羽市の景観将来像 ◆

鳥羽の海・島・まちを巡り、楽しみ、
次世代に継承する景観づくり